

仕様書

文化市民局共生社会推進室人権文化推進担当

(担当 竹村、中野 Tel 222-3096)

件名	産業廃棄物中間処理業務 (人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約条件	<p>1 総則</p> <p>(1) 本業務は、京都市契約事務規則、関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に履行すること。</p> <p>(2) 受託者と京都市は関係法令に基づく委託契約書を締結する。</p> <p>(3) 本業務の受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び労働基準法、労働安全衛生法を遵守のうえ、施行すること。</p> <p>2 処理の内容</p> <p>人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」から排出される産業廃棄物の処理は、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 受託者の条件</p> <p>本業務の受託者は、京都市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分業の許可（中間処理（破碎・選別）に関するものに限る。）及び京都府知事登録廃棄物再生事業者の認可を受けていること。</p> <p>受託者は、本委託契約書を交わす際、中間処理の許可証の写しとともに最終処分地の許可証の写しを添付すること。ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、最終処分地の項目（所在地、処理方法、処理能力等）を記載した書面を添付すること。</p> <p>(2) 処理方法</p> <ul style="list-style-type: none">・廃プラスチック 再資源化のため中間処理を行うこととする。・ペットボトル、空き缶、空き瓶 再資源化のための中間処理を行うこととし、処理後は有価により売却できる性状まで処理すること。 <p>(3) 搬入方法</p> <p>ア 上記施設から排出される産業廃棄物の搬入は、京都市が別途契約する収集運搬業者が行う。</p> <p>イ 搬入は、契約期間中、原則各月に1回（曜日、時間は後日決定）とする。</p> <p>(4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の送付等</p> <p>ア 本業務の受託者は、収集運搬業者から受領したマニフェストのう</p>

ち、廃棄物受領時に必要事項を記入のうえ、B 1 票、B 2 票を収集運搬業者に手渡すこと。

イ 本業務の受託者は処理終了後、残るマニフェストに必要事項を記入のうえ、C 2 票を収集運搬業者に、D 票、E 票を併せて京都市（文化市民局共生社会推進室）にそれぞれ 1 0 日以内に送付すること。

3 処理予定量

年間の処理予定量は、次のとおりとする。ただし予定量であり変動することがある。

- ・ 廃プラスチック（ペットボトル含む）：7 0 k g
- ・ 空き缶、空き瓶：5 k g

4 報告等

(1) 本業務の受託人は、当月分の搬入日ごとの処理量報告書（処理量等）を、翌月の 1 0 日までに京都市に提出すること。当該報告がなされない場合は本契約を解除することがある。

ただし、処理量報告書（処理量等）は、マニフェスト D 票及び E 票に代えることができる。

(2) 本仕様書に明記のない場合または疑義を生じた場合においては、速やかに京都市と協議すること。

5 支払について

(1) 支払は、6 箇月ごとに、京都市の指定する方法により支払う。

(2) 本業務の受託者は、前項で示す期間ごとに、実施した業務及びその経費を示した内訳書を京都市に提出するものとする。